役員報酬·退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び退職金の支給 について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本会が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の種類)

- 第3条 会長及び副会長並びに業務執行理事等の役員報酬は、定款第25条に基づき、必要に応じて年俸又は日当を支払うことが出来る。
- 2 年俸は、800万円以下の範囲内で、本人の年齢、経歴等を勘案して会長が定める。
- 3 日当は、3,000円と交通費(実費)を支給する。ただし片道60km未満については交通費は支給しない。

(通勤費)

第4条 通勤費は、通勤の実態に応じ、本人の請求により、その実費を支払う。

(役員報酬の支払と控除)

- 第5条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。
- 2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。
- 3 月の途中で、役員に就任したとき若しくは役員を退任したとき又は死亡したときは、 報酬は日割計算で行うものとする。

(退職金)

第6条 退職金は、(年俸÷12)×(総勤続月数÷12)により支給する。端数が出た場合は、何れの項も四捨五入とする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1.この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2. 平成15年4月1日制定の役員報酬・退職金規程は廃止する。